

採水口設置に関する指示書

平成 年 月 日

様

和泉市消防署長

採水口設置について下記事項を遵守することを指示します。

記

1. 工事着手1ヶ月前までに設計図書（配管図等）を提出し承認を受けること。
2. 採水口は双口とし、配管の口径は、100mm以上の鋼管を使用し、採水口の口径は75mmのメスネジとする。鋼管以外の配管を使用する場合は、製造会社または同等者が発行する負圧試験結果等を提出し承認を受けること。
3. 採水口がいたずら等により損傷をうけるおそれが大であると認められるときは、BOX型を設置すること。
4. 設置完了後、事前連絡をもって完成検査を受けること。
5. 完成検査後、遅延なく採水口設置に関する届出書を提出すること。
6. その他指示事項